

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱 UFJ 銀行 国際業務部

APRIL 18TH 2018

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 3 月 CPI 前年同月比+2.1% PPI 同+3.1%

【貿易・投資】

- 博鳌（ボアオ）フォーラム 新たな対外開放政策発表 金融・自動車分野に及ぶ
- 3 月の貿易統計 輸出は前年同月比▲2.7% 輸入は同+14.4%

【産 業】

- 3 月の自動車販売台数 前年同月比+4.7% 新エネ車販売台数は同+117.4%

【金融・為替】

- 3 月の外貨準備高 2 ヶ月ぶりに増加
- 中国人民銀行 預金準備率引き下げ 4 月 25 日より実施

■ RMB REVIEW

- 最終的に上昇一服も目先は強含みを警戒

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「財政部、国家税務総局のシェールガスに対する資源税減税に関する通知」
- 「財政部、国家税務総局、生態環境部の環境保護税の関係問題に関する通知」ほか

本邦におけるご照会先:

三菱 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

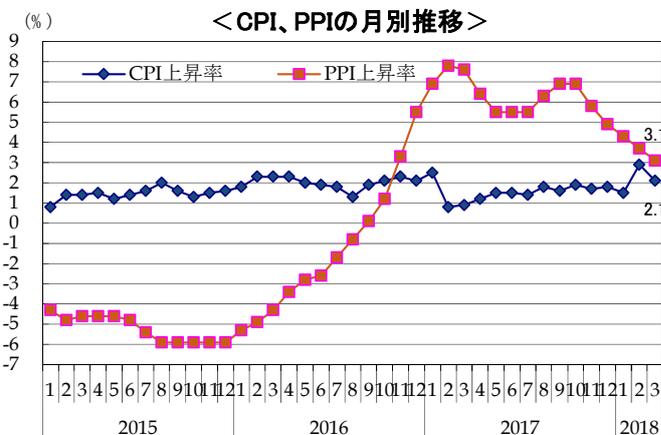
- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【経済】

◆3月 CPI 前年同月比+2.1% PPI 同+3.1%

国家統計局の11日の発表によると、3月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比+2.1%と、前月より0.8ポイント下落した。春節による影響が一巡し、食品が前月より2.3ポイント下落して同+2.1%、非食品が前月より0.4ポイント下落して同+2.1%となった。

3月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同月比+3.1%と、前月より0.6ポイント下落した。非金属鉱物製造業、鉄鋼・非鉄金属精製・圧延加工業、石油・石炭・その他燃料加工業、石油・天然ガス採掘業、化学品製造業の上昇幅が鈍化した影響を受けたものとしている。一方、製紙業や石炭採掘業の上昇幅は前月より拡大した。



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【貿易・投資】

◆博鰲(ボアオ)フォーラム 新たな対外開放政策発表 金融・自動車分野に及ぶ

習近平国家主席は10日、中国海南省で開かれた博鰲(ボアオ)アジアフォーラム年次総会で基調講演を行い、新たな対外開放政策を発表し、従来の対外開放方針を貫く姿勢を示した。金融業、自動車を含む製造業における外商投資規制をさらに緩和し、外商投資ネガティブリストの改訂を行い、中国における外資企業の知財権保護の強化、自動車の輸入関税引き下げ等の輸入拡大措置に取り組み、WTOの「政府調達に関する協定(GPA)」の締結に向けて交渉を加速させることを約束した。

習国家主席の対外開放政策の発表を受け、中国人民銀行の易綱総裁は11日、フォーラムの場で金融分野の対外開放の詳細を発表。また、国家発展改革委員会は17日に同委員会のウェブサイトで、外商投資ネガティブリストの改訂や製造業の投資規制緩和の詳細を発表した。証券、生命保険会社等の外資出資制限を3年かけて段階的に撤廃していくことや、自動車生産の外資出資制限を車種に応じて5年かけて段階的に撤廃していくことなどが含まれる。

<今後の対外開放政策>

【新たな4つの重大措置】(習近平国家主席、博鰲(ボアオ)アジアフォーラムにて発表。4月10日)

①市場参入規制の大幅緩和

銀行・証券・保険業の外資出資制限の緩和措置(注1)を確実に実行。保険業の開放を更に加速、外資金融機関の設立制限を撤廃、業務範囲を拡大。自動車等製造業の外資出資制限を出来るだけ早く緩和。

②魅力的な投資環境の創出

政策の透明性を向上、国際経済・貿易ルールとの調整を強化。今年上半期中に外商投資ネガティブリストの改訂作業を完了、「内国民待遇+ネガティブリスト」の管理制度を実施。

③知的財産権の保護強化

国家知的財産権局を再編、法執行に注力、違法コストを上げる。外資企業の中国における合法的な知財権の保護とともに、外国政府が中国の知財権に対する保護強化を希望。

④主体的な輸入拡大

中国は貿易黒字の追求を目標とせず、輸入拡大を願い、経常収支の均衡を促進。今年、自動車の輸入関税引き下げと同時に、一部のその他輸入品の関税も引き下げ、WTOの「政府調達に関する協定」の締結に向けた交渉を加速。先進国の対中ハイテク製品輸出制限の緩和を希望。今年11月、第1回中国国際輸入博覧会を上海で開催。

【金融分野の詳細】(中国人民銀行易総裁、博鰲(ボアオ)アジアフォーラムにて発表。4月11日)

<今後数ヶ月以内に実施予定>

- ①銀行・金融資産管理会社の外資出資制限を撤廃。外国銀行の現法と支店の併設を許可
- ②証券・ファンド管理・商品先物・生命保険の外資出資上限を51%に緩和、3年後外資全額出資を可能に
- ③合弁証券会社に対し、少なくとも1社の国内出資者が証券会社であることの要件を撤廃
- ④5月より中国本土・香港間の株式相互取引の1日上限額を4倍に拡大
- ⑤条件に合致した外国投資家による保険代理・保険査定業務の経営を許可
- ⑥外資系と中資系の保険仲介の業務範囲を統一

<2018年末までに実施予定>

- ①信託、ファイナンスリース、自動車金融、資金仲介、消費者金融への外資導入を奨励
- ②商業銀行が新設した金融資産管理会社・理財(資産運用)会社への外資出資上限を設けない
- ③外資銀行の業務範囲を大幅拡大
- ④合弁と中資系の証券会社の業務範囲を統一
- ⑤外資保険会社に対し、設立前に2年間代表所を設置する要件を撤廃
- ⑥ロンドンと上海の株式相互取引を開始

【外商投資ネガティブリスト・製造業分野の詳細】(国家発展改革委員会、同委員会ウェブサイト上で発表。4月17日)

<外商投資ネガティブリスト>

- ①今年上半期中に出来るだけ早く改訂版を公表
- ②全国版と自由貿易試験区版の2本立てとし、自由貿易試験区版は開放度を拡大
- ③金融、自動車、エネルギー、インフラ、交通運輸、商業・貿易・流通、専門サービス等の新たな開放措置を反映
- ④政策の透明性・予測可能性向上のため、今後数年間に予定される開放措置も公表

<製造業:自動車生産>

- ①車種に応じて段階的に開放を実施。5年以内に全ての制限を撤廃
- ②2018年に専用車・新エネ車の外資出資制限を撤廃^(注2)
- ③2020年に商用車の外資出資制限を撤廃
- ④2022年に乗用車の外資出資制限を撤廃。合弁会社の2社制限を撤廃^(注3)

<製造業:その他>

- ①船舶:2018年に外資出資制限を撤廃。設計・製造・修理を含む
- ②航空機製造:2018年に外資出資制限を撤廃。幹線・支線航空機、汎用航空機、ヘリコプター、無人飛行機、空中浮遊機を含む

(注1) 中国政府は2017年11月、中米首脳会談に合わせ、銀行、証券、生命保険業等の金融業への外資出資制限の緩和策を発表。詳細は本誌2017年11月15日号の「WEEKLY DIGEST」記事をご参照ください。

<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/417111501.pdf>

(注2) 中国政府は2017年11月、中米首脳会談に合わせ、「2018年6月までに自由貿易試験区に限定して、新エネ車と専用車に対する現行の50%までの外資出資制限を撤廃する」と発表。詳細は本誌2017年11月15日号の「WEEKLY DIGEST」記事をご参照ください。 <http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/417111501.pdf>

(注3) 現行の「自動車産業発展政策」の規定では、同一の外国企業による合弁の完成車生産企業の設立は2社までとされているが、中国政府は2017年6月、合弁の電気乗用車企業に限定して、2社までのルールを撤廃。詳細は本誌2017年6月21日号の「EXPERT VIEW」記事をご参照ください。

<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/417062101.pdf>

◆3月の貿易統計 輸出は前年同月比▲2.7% 輸入は同+14.4%

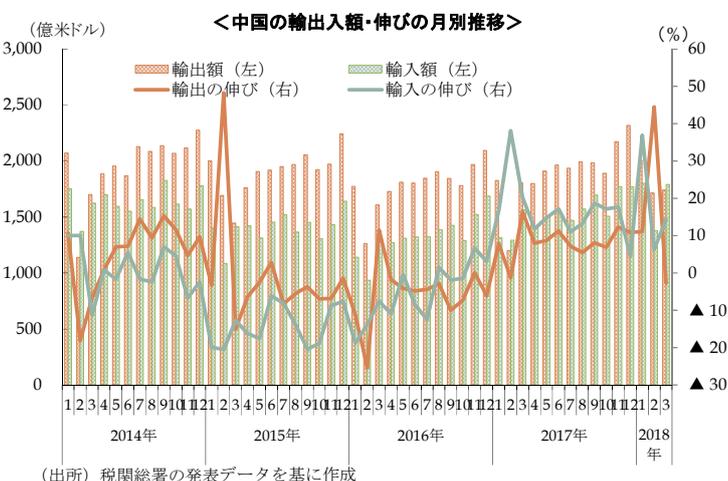
税関総署が13日に発表した貿易統計速報(米ドル建て)によると、3月の輸出は前年同月比▲2.7%(2月:同+44.5%)の1,741.2億米ドル、輸入は同+14.4%(2月:同+6.3%)の1,791.0億米ドルと、輸出が減少した一方輸入が大きく伸びた。貿易収支は49.8億米ドルの赤字で、2017年2月以来13ヶ月ぶりの赤字となった。1-3月の累計では、輸出が前年同期比+14.1%(1-2月:同+24.4%)の5,452.7億米ドル、輸入が同+18.9%(1-2月:同+21.7%)の4,968.8億米ドル、貿易収支は483.9億米ドルの黒字となった。

1-3月の主要貿易相手国・地域別の伸び率を見ると、輸出は、ASEANが同+18.0%、米国+14.8%、EU+13.2%、日本+7.1%となったのに対し、輸入は、ASEANが同+24.3%、米国+8.9%、EU+17.5%、日本+12.7%となった。

同署は、1-3月は輸入の伸びが輸出を上回り、貿易黒字が縮小し、貿易収支バランスは良好な状態に向かっていると強調した。輸出では自動車、医療機器など付加価値の高い品目が伸び、輸入ではデジタル工作機械、水産物、IC回路などの伸びが大きかったとし、輸出入品目の構造に変化がみられる点を評価。またASEAN、ラテンアメリカ、アフリカ等の新興市場との取引が増加し、貿易相手国・地域が多様化しているとした。

同署は米中間の貿易摩擦についても言及した。1-3月の対米貿易黒字は前年同期比で拡大したとしながらも、中国は意図的に貿易黒字を追求したことはなく、目下の状況は両国の経済構造、産業競争力、国際分業により市場が形成したものと説明し、米国側に対しても貿易不均衡について建設的に改善していくことを求めた。

なお、今後の見通しについては、保護貿易主義の強まりなどの課題はあるものの、中国は経済のグローバル化という不可逆的な潮流に乗って市場の開放を進めるとし、4-6月も輸出入の伸びは続くとの予測を示した。



<2018年1-3月の国・地域別輸出入額と伸び率(トップ10)>

国・地域	輸出入総額	前年比	輸出	前年比	輸入	前年比
米国	1,415.9	13.0%	999.2	14.8%	416.7	8.9%
日本	757.3	10.1%	344.4	7.1%	412.9	12.7%
韓国	720.8	13.0%	248.2	5.1%	472.6	17.6%
香港	666.1	14.5%	649.9	14.9%	16.2	1.4%
台湾	509.2	21.8%	108.8	16.7%	400.4	23.3%
ドイツ	426.1	15.3%	174.2	11.4%	251.9	18.1%
オーストラリア	355.3	7.5%	100.5	12.3%	254.8	5.7%
ベトナム	320.9	39.0%	178.3	26.4%	142.5	58.9%
マレーシア	243.5	15.6%	101.6	12.0%	141.9	18.4%
ロシア	230.6	28.2%	102.8	23.7%	127.8	32.0%

(億米ドル)

(出所) 税関総署の公表データを基に作成

【産業】

◆3月の自動車販売台数 前年同月比+4.7% 新エネルギー車販売台数は同+117.4%

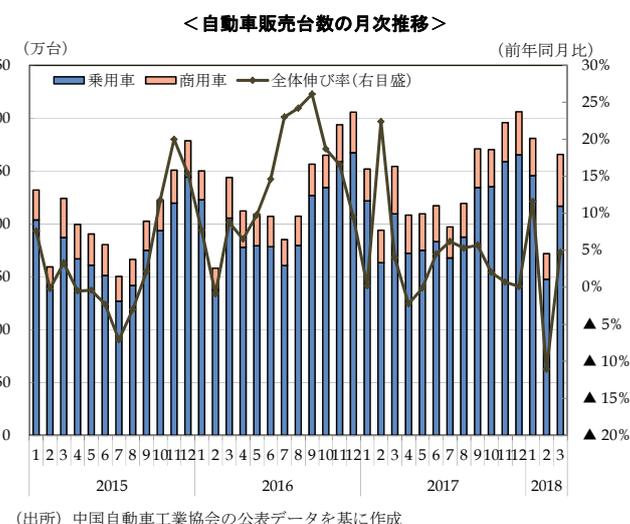
中国自動車工業協会の11日の発表によると、3月の自動車販売台数は前年同月比+4.7%の265.6万台と、前年同月比マイナスとなった2月からプラスに回復した。1-3月の累計では、前年同期比+2.8%の718.3万台と、伸びは1-2月の同+1.7%から拡大した。

3月の車種別販売では、乗用車が前年同月比+3.5%の216.9万台(2月:同▲9.6%、147.6万台)、商用車が同+10.5%の48.8万台(2月:同▲19.2%、24.2万台)と、特に商用車の伸びが大きかった。

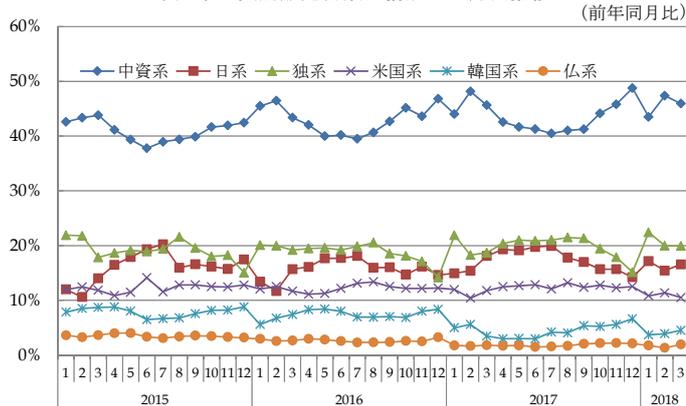
乗用車のタイプ別では、セダンが前年同月比+3.7%の102.7万台(2月:同▲12.0%、67.7万台)、SUV(スポーツ型多目的車)が同+10.7%の92.1万台(2月:同▲3.1%、65.1万台)、MPV(多目的車)は同▲11.5%の17.6万台(2月:同▲17.9%、12.2万台)だった。

乗用車の国別販売シェアでは、中資系が45.9%(2月:47.4%)の99.6万台、独系が19.9%(2月:20.0%)の43.2万台、日系が16.5%(2月:15.4%)の35.9万台、米国系が10.5%(2月:11.4%)の22.7万台、韓国系が4.5%(2月:3.9%)の9.8万台、フランス系が1.9%(2月:1.3%)の4.2万台と、日系と韓国系、フランス系がシェアを伸ばした。

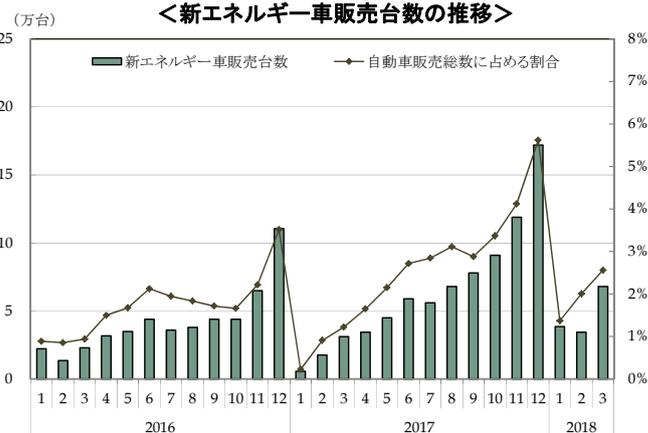
また、3月の新エネルギー車販売台数は前年同月比+117.4%の6.8万台(2月:同+95.2%、3.4万台)、うち電気自動車(EV)が同+105.9%の5.2万台(2月:同+68.4%、2.3万台)、プラグインハイブリッド車(PHV)が同+167.2%の1.6万台(2月:同+196.4%、1.1万台)と、いずれも前年同月の2倍以上に増加している。1-3月の累計では、新エネルギー車は前年同期比+154.3%の14.3万台(1-2月:同200.0%、7.5万台)、うちEVは同+131.0%の10.2万台(1-2月:同+164.3%、5.0万台)、PHVが同+242.6%の4.0万台(1-2月:同+315.4%、2.4万台)となった。



＜乗用車の国別販売台数の構成比の月次推移＞



＜新エネルギー車販売台数の推移＞



【金融・為替】

◆3月の外貨準備高 2ヶ月ぶりに増加

中国人民銀行の8日の発表によると、3月の外貨準備高は前月比+83億米ドルの3兆1,428億米ドルと、2ヶ月ぶりに増加に転じた。外貨準備高は14ヶ月連続で3兆米ドル超となっている。

国家外貨管理局は、3月の外貨準備高の増加について、金融市場でリスク回避ムードが高まり、米ドルに対するその他通貨が上昇し、資産価格が変動していることなど複合的な要因が背景とした。

＜中国外貨準備高の推移(月次)＞



◆中国人民銀行 預金準備率引き下げ 4月25日より実施

中国人民銀行は17日、金融機関の人民元預金準備率の引き下げを発表、4月25日より実施する。

対象は大型商業銀行、株式商業銀行、都市商業銀行、非县域農村商業銀行、外資銀行。現行の準備率は銀行の規模により17%または15%を適用しているが、これを1.0%引き下げる。

人民銀行の試算では、これに伴い放出される流動性は1兆3,000億元、そのうち、9,000億元は銀行のMLF(中期貸出ファシリティ)の返済に充て、残りの4,000億元は中小零細企業への貸出に回すよう義務づけている。

なお、人民銀行は金融政策について、引き続き「穏健中立」とすることに変わりがないことを強調している。

RMB REVIEW

◆最終的に上昇一服も目先は強含みを警戒

今週(4/9～)のオンショア人民元(以下、人民元)の対ドル相場は、週初9日に6.3005で寄り付いた。同日にブルームバーグが、中国当局が米中通商摩擦の関連で人民元の段階的引き下げの影響を研究している趣旨の報道を行なったことで一時人民元安圧力が強まり、週間安値6.3186をつけた。もともと、10日に習近平国家主席が、国内金融事業のさらなる対外開放など、事実上の対米融和策とも採れる措置に言及、11日には易綱人民銀行総裁による通商摩擦への対応で通貨の切り下げは行なわない趣旨の発言もあり人民元高が進み、週間高値6.2655をつけた。11日には、中国国家外為管理局(SAFE)が適格海外投資家向け対外証券投資制度の改正を検討していることを表明していたことなどから、その後再び人民元安方向に振れ、本稿執筆時点では6.29近辺で推移している。

今週の人民元相場は対ドルで強保ち合いとなった。先週からの米中通商摩擦緩和の流れなどを背景としたリスク選好地合いでドルが弱含むと共に、人民元通貨バスケット指数(名目実効レート)が先週末の当方の見込みに反して再び強含んだことが背景だ。同指数は、中国当局が望ましいとみていると当方が推測している、2016年後半以降に形成したレンジの上限付近から上放れる方向へ推移している。先週号(本誌2018年4月11日号)でも指摘したように、こうした動きは、通商問題が人民元通貨政策に影響を与え始めていることを警戒させるものだ。しかし、現時点で当方は引き続き中国にとって米国との交渉のカードとなり得る人民元通貨政策の修正が、仮にあったとしても足元のタイミングで始まるとは考え難いとみている。

冒頭指摘のように、今週9日にブルームバーグにより中国当局が人民元引き下げの影響を検証している趣旨の報道がなされた。人民元引き下げは、米国による制裁関税が賦課された際の影響緩和措置となるが、人民元通貨政策の透明性に与えるダメージや、2015年～2016年に発生したような人民元相場不安定化のリスクなどを含め、副作用は小さくなく、中国当局にとっては容易には実行し難いものであろう。中国当局がこうした検証を行なっているのが事実ならば、人民元通貨政策も含めて、水面下で米中の駆け引きが続いている証左と考えられる。もし中国当局が敢えてこうした情報をリークさせていたとすれば尚更だ。こうしたことから、現時点で中国当局が人民元通貨政策を修正している可能性は小さいであろう。

加えて、11日には中国国家外為管理局(SAFE)が、国内機関投資家に一定の枠内で海外証券投資を認める適格国内機関投資家制度(QDII)の改正を検討しているとの声明を、同局のホームページで公表した。今年2月に人民元売りドル買いサイドの先物取引の差額決済が解禁され、結果的に年初来高値をつけていた人民元通貨バスケット指数が反落する切っ掛けとなった。今回の声明は、一連の中国当局による対外開放政策と一体を成すものであるが、足元の人民元通貨バスケット指数による2月の高値に迫る上昇を、当局が牽制し始めた可能性も否定できないだろう。

従って、依然として当方は、足元の人民元通貨バスケット指数の上昇は、中国当局の通貨政策の変化ではなく、市場の需給に基づく人民元高圧力が主因とみている。今週習近平国家主席により言及された措置(詳細後述)を受け、市場は通商摩擦緩和と共に、中国サイドがある程度米国に歩み寄る姿勢をみせつつあり、その過程で人民元高を許容するといった連想が働いた可能性もある。人民元通貨バスケット指数は、引き続き当面上述のレンジ上限付近、かつ2月につけた直近高値の手前でレンジ色強い推移を迎えるとみておきたい。

習近平国家主席は、中国海南省で開催中のボアオ・アジアフォーラムで10日に演説し、今後とも中国は対外開放を進め、これまでに表明していた措置も含む、さらなる外国企業への事業の開放を明言した。翌日11日には、中国人民銀行の易綱総裁が、習主席のスピーチを受ける形で金融分野における詳細な対外開放政策を説明した。中国サイドは、貿易戦争を避けるために慎重に米国との落としどころを探っていると思われるが、人民元通貨政策への影響も含めてまだ予断を許さない状況にある。易総裁も言及しているように、こうした金融セクターの対外開放を進めて行く過程では、人民元通貨制度の改革も進捗して行くものと思われる。

MUFG BK CHINA WEEKLY (April 18th 2018)

4月8日に公表された中国の3月分外貨準備残高は3兆1,428億ドルと、前月2月分(3兆1,345億ドル)から増加。2月分は1月比で減少していたが、2017年からの増加・回復傾向に再び沿った内容となった。11日に発表された中国の3月分消費者物価指数は前年比+2.1%と前月分(+2.9%)から鈍化。もともと、2月分は旧正月の影響で上昇していた模様であり、引き続きここ最近の前年比+2%近辺での推移が続いている。また、本日発表された中国の3月分貿易統計(ドル建て)は、輸出が前年比▲2.7%の減少、輸入は同+14.4%となり、貿易収支は▲49.8億ドルの赤字と単月では2017年2月以来の貿易赤字となったが、輸出を中心に旧正月による攪乱要因を割り引いてみる必要がある。総じて貿易収支は2015年末をピークに緩やかに減少する傾向がみられている。

週末15日前後には、米財務省による半期の為替報告が発表されるとみられている。また、17、18日には日米首脳会談が開催されると共に、対シリアでの米国などによる軍事行動の可能性も依然燻っている。特に前二者は、人民元高ドル安方向のリスク要因として警戒される。上昇を続ける人民元通貨バスケット指数は、当局が牽制を始めた可能性もあり、最終的に2月につけた高値を目途に上昇一服となるのではないかとみているが、足元はまだその兆候はみられていない。来週は相対的に人民元高ドル安サイドのリスクを警戒しておきたい。

(4月13日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2018.04.09	6.3005	6.2951~ 6.3186	6.3107	0.0108	5.8949	-0.0439	0.80387	0.0012	7.7515	-0.0008	3.0000	3287.71	7.87
2018.04.10	6.3071	6.2896~ 6.3074	6.2962	-0.0145	5.8804	-0.0145	0.80159	-0.0023	7.7521	0.0006	2.7000	3341.59	53.88
2018.04.11	6.2820	6.2754~ 6.2879	6.2860	-0.0102	5.8750	-0.0054	0.80600	0.0044	7.7736	0.0215	2.9500	3360.11	18.52
2018.04.12	6.2739	6.2711~ 6.2878	6.2814	-0.0046	5.8815	0.0065	0.80057	-0.0054	7.7593	-0.0143	2.6000	3330.60	-29.51
2018.04.13	6.2899	6.2777~ 6.2936	6.2825	0.0011	5.8400	-0.0415	0.79982	-0.0008	7.7476	-0.0117	2.7000	3308.74	-21.87

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は2018年3月下旬から4月上旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。

<p>[規則] 【税】</p> <p>○「財政部、国家税務総局のシェールガスに対する資源税減税に関する通知」(財税[2018]26号、2018年3月29日発布、2018年4月1日～2021年3月31日実施)</p> <p>○「財政部、国家税務総局、生態環境部の環境保護税の関係問題に関する通知」(財税[2018]23号、2018年3月30日発布・実施)</p> <p>○「財政部等の個人税繰り延べ型商業養老保険試行の展開に関する通知」(財税[2018]22号、2018年4月2日発布、同年5月1日実施)</p>	<p>シェールガスに対する資源税の減税。6%の税率で計算した税額の30%を減額する。環境汚染の改善に向けた天然ガスの供給促進がねらい。</p> <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201804/t20180403_2858759.html</p> <p>今年1月1日から実施されている環境保護税の税額計算に関する通知。</p> <p>■主な内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染物質と水質汚染物質の排出量測定をモニタリング機関に委託した場合で、同じ排出口から排出された同種類の汚染物質の計測データが複数記録された場合、平均値で排出量を計算する。 ・ 同じくモニタリング機関に委託した場合の水質汚染物質の排出量は、流量の加重平均値とする。 ・ 水質汚染物質の汚染量は、排出量を汚染量係数で割った数値とする。 ・ 固形廃棄物の排出量は、当期の生産量から貯蔵・処理・総合利用した数量を控除して計算する。 ・ 騒音の課税額は、国の標準を超えるデシベル数に対応する税額とする。 <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201804/t20180403_2858758.html</p> <p>個人で加入する商業養老保険(民間の年金型保険)に対する個人所得税の優遇試行。社会保険基金の不足が予測される中、個人での商業養老保険への加入を奨励するもの。</p> <p>■試行地区は、上海市、福建省および蘇州工業園区。優遇の内容は、給与所得者の場合、保険料支払い時の所得控除(控除限度額は給与の6%か1千元のどちらか低い方)、保険料の運用収益に対する個人所得税の免除で、将来、受け取る保険金に対しては個人所得税を徴収する。保険料支払い、運用収益・保険金の受け取りの管理は、個人が開設する専用口座を通じて行うとしている。</p> <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201804/t20180412_2866479.html</p>
---	--

<p>○「財政部、国家税務総局の増値税の税率調整に関する通知」(財税[2018]32号、2018年4月4日発布、同年5月1日実施)</p>	<p>増値税の税率引き下げ。政府の減税・経済活性化策の一環で、5月1日から実施される。</p> <p>■増値税の税率は、品目と課税行為により17%、11%、6%の3種類に分かれているが、このうち17%と11%の税率が1ポイントずつ引き下げられる。具体的には、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物の販売、役務、不動産リース、輸入貨物:16% ・農産物購入:10% <p>また、16%の税率の貨物の生産、販売または委託加工に使用するための農産物購入での仕入税額は、従来、販売価格の11%とされていたが、12%に引き上げられる。なお、税率の引き下げに伴い、輸出還付率も引き下げとなるが、今年7月31日までは前の還付率が適用される。</p> <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201804/t20180404_2862283.html</p>
<p>○「財政部、国家税務総局の小規模納税者の基準統一に関する通知」(財税[2018]33号、2018年4月4日発布、同年5月1日実施)</p>	<p>増値税小規模納税者の売上額基準の統一。従来の基準は、主たる事業が生産・課税役務提供の場合は年間売上額50万元以下、卸売・小売の場合は同じく80万元以下、サービス・無形資産・不動産販売の場合は同じく500万元以下とされていたが、500万元に一本化する。従来の基準で一般納税者として登記していた場合、今年12月31日までに小規模納税者として登記し直すこととされ、仕入税額控除ができなくなる。</p> <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201804/t20180404_2862327.html</p>
<p>【税関】</p>	<p>税関の改革措置の一環として、2016年11月から一部の輸入品について輸入税の自主申告・納付方式が試行されているが、その対象を特惠貿易協定により輸入する全ての商品に拡大するもの。</p> <p>■輸入税の自主申告・納付方式は、輸入者が税関の専用システムを通じて通関申告書を送信し、自動的に発行される受領証により納税を行うもの。特惠貿易協定には、アジア太平洋貿易協定(中国のほか韓国、インドなど6カ国が加盟)、中国・ASEAN自由貿易協定、中国・シンガポール自由貿易協定、香港・マカオ・台湾との各原産地協定などが含まれる。</p> <p>■原文は税関総署の下記サイトをご参照。 http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1476368/index.html</p>
<p>○「自主申告・自己納税の適用範囲拡大に関する公告」(税関総署公告2018年第24号、2018年3月29日公布、同年4月10日施行)</p>	

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

~アンケート実施中~
 (回答時間:10秒。回答期限:2018年5月18日)
<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>